

(別添メモ)

「農業功労者に対する感謝状細則」の改訂について

このたび、一般社団法人東京都農業会議表彰基準の「農業功労者に対する感謝状細則」を改訂する予定としており、9月17日開催の理事会で決定することから、例年は9月上旬にお送りしていた表彰事業の実施についてご案内する文書をお届けするのが今年度は9月下旬になります。

つきましては、推薦いただく農業委員会には大変申し訳ありませんが、推薦等のスケジュールは例年通り（今年度の推薦期限は11月28日）ですので、改訂を踏まえたうえで別添の文案のとおり候補者の選定等の手続きをおすすめてくださいますようお願いいたします。

1. 改訂する予定の部分

「農業功労者に対する感謝状細則」における対象者の「農業者」を「農業者等」にします
(下線部分を追記する)

2. 対象者

(1) 大会表彰

以下の①～③の要件を満たす農業者等とする

- ① 地域農業の振興に貢献されてきた農業者等であること
- ② 農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功労のあった農業者等であること
- ③ 年齢が60歳以上であること

(2) その他

地域農業の維持・発展に貢献し、農業会議会長が特に必要と認めた者

2. 対象者の範囲について

「農業功労者に対する感謝状細則」で定めている対象者を「農業者」から「農業者等」にすることにより、下記のような方々も対象になりますので、候補者の選定の際にご留意くださいますようお願いいたします。

<例1> 過去に農業を営んでいたが、全ての農地を担い手等に貸しており現在は営農していない方

<例2> 農業生産を行う法人の役員や過去に役員を務めた者